

徳島大学における内部質保証に関する方針

平成 31 年 2 月 13 日学長制定

令和 7 年 4 月 1 日最終改正

1. 目的

この方針は、本学の理念・目的の実現のため、恒常的かつ継続的な教育研究、運営、施設設備等の質の維持・向上（以下「内部質保証」という。）を図るため、責任、実施体制、点検・評価及び改善について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 責任及び実施体制

(1) 統括責任者

- 1) 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、統括責任者を置く。
- 2) 統括責任者は、学長をもって充てる。

(2) 推進責任者

- 1) 統括責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に担う者として、推進責任者を置く。
- 2) 推進責任者は、原則として、理事・副学長をもって充てる。
- 3) 推進責任者は、統括責任者の指示に基づき、内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

(3) 実施体制

- 1) 内部質保証体制は、別紙「徳島大学内部質保証体制」のとおりとする。
- 2) 推進責任者は、内部質保証体制に基づき、所掌する委員会等において、内部質保証を推進する。

3. 自己点検・評価

- (1) この方針における自己点検・評価とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 1 項の規定に基づき、本学が行う自己点検・評価として位置付ける。
- (2) 推進責任者は、所掌する委員会等において、恒常的かつ継続的に自己点検・評価を実施するものとする。
- (3) 自己点検・評価の実施にあたっては、組織別評価等の学内の他の評価ならびに機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を活用するとともに、必要に応じて関係者（学生、卒業生（修了生）等）から意見を聴取するものとする。
- (4) 自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める評価基準等を参考に、推進責任者が所掌する委員会等が別に定める。

4. 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 推進責任者は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定するものとする。
- (2) 推進責任者は、前項により策定された改善計画に基づき、学部、大学院等の関係部局に改善指示を行うとともに、改善計画の進捗状況を確認し、統括責任者に報告するものとする。